



児童福祉施設管理規則をここに公布します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第5号

児童福祉施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県信濃学園及び長野県松本あさひ学園（以下「信濃学園等」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第8条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第9条第6号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(指定管理者が行う管理に関する定め)

第3条 指定管理者（条例第5条の規定により信濃学園等の管理を行う指定管理者をいう。）が行う信濃学園等の管理について必要な事項は、条例第13条の規定により締結する協定に定めるものほか、信濃学園等の長が知事の承認を得て別に定める。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（別記様式）（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

長野県信濃学園（長野県松本あさひ学園）の指定管理者の指定を受けたいので、児童福祉施設条例第6条の規定により申請します。

（備考）2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

障害福祉課



長野県告示第119号

昭和58年長野県告示第405号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成22年3月31日から施行します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁
「東筑摩郡波田町」
本則中 「筑北村」を「東筑摩郡筑北村」に改める。

水大気環境課

長野県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁
1 施行者の名称
須坂市
2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・4・8号 畏竜線
3 事業施行期間
平成14年1月24日から
平成22年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
平成14年長野県告示第37号の事業地のうち、大字塩川字柳原地内において事業地を変更し、墨坂一丁目を除く。
(2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第121号

次のとおり自転車歩行者専用道路の指定を解除しますので、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第5項の規定により、告示します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁
1 路線名 上田千曲長野自転車道線
2 指定を解除する区間
上田市下之条字中河原1294番の5地先から
上田市小泉字塩田川原2668番の1地先まで

3 指定を解除する期日 平成22年3月15日

道路管理課

長野県告示第122号

次のとおり自転車歩行者専用道路の指定を解除しますので、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第5項の規定により、告示します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 上田千曲長野自転車道線

2 指定を解除する区間

上田市小泉字精心場3498番の1地先から
上田市小泉字精心場3455番の1地先まで

3 指定を解除する期日 平成22年3月15日

道路管理課

長野県告示第123号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年3月12日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年3月15日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名(名称)	住所	売りさばき場所
社団法人 長野県宅地建 物取引業協会長野支部	長野市南県町999- 10	長野市南県町999- 10

会計課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月15日

長野県上田建設事務所長 三井 宏人

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野上田線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字茄子畠3687番の2地 先から		m	km
上田市小泉字中沢3069番地先まで		5.8～11.3	1.7421
上田市下塙尻字岩鼻千曲川右岸堤 防敷地先から	旧	4.7～21.4	2.6570
上田市上塙尻字大川原1577番地先 まで			
上田市小泉字茄子畠3665番の1地 先から		14.0～27.0	0.0840
上田市小泉字茄子畠3666番の1地 先まで			
上田市小泉字茄子畠3687番の2地 先から	新	5.8～11.3	1.7421
上田市小泉字中沢3069番地先まで			
上田市小泉字茄子畠3665番の1地 先から		14.0～27.0	0.0840
上田市小泉字茄子畠3666番の1地 先まで			

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野上田線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字茄子畠3665番の1地 先から		m	km
上田市下之条字壱丁田1013番地先 まで	旧	5.8～21.0	2.6155
上田市小泉字茄子畠3665番の1地 先から		5.8～14.0	2.6624
上田市小泉字茄子畠3666番の1地 先から		14.0～27.0	0.0840
上田市小泉字茄子畠3665番の1地 先から	新	5.8～21.0	2.6155
上田市下之条字壱丁田1013番地先 まで		9.5～54.0	2.6040

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上田千曲長野自動車道線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市下之条字中河原1324番の6地 先から	旧	2.5～30.0	km 3.4569
上田市小泉字精心場3455番の1地先 まで		2.5～30.0	3.4425
同上	新	1.6～15.0	2.7300

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成22年3月15日

長野県千曲建設事務所長 鎌田朝秀

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先から 埴科郡坂城町大字上平字胡桃沢2465番の5地先まで	旧	m 8.0～76.0	km 0.3796
埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から 埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで	旧	m 5.4～27.2	km 0.7130
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先から 埴科郡坂城町大字上平字胡桃沢2465番の5地先まで	新	m 8.0～76.0	km 0.3796

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成22年3月15日

長野県上田建設事務所長 三井宏人

- 1 (1) 路線名 長野上田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市小泉字茄子畠3665番の1地先から
上田市下之条字壱丁田1013番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年3月15日
- 2 (1) 路線名 上田千曲長野自転車道線
- (2) 供用を開始する区間
上田市下之条字中河原1324番の6地先から
上田市小泉字精心場3455番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年3月15日

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成22年3月31日から施行します。

平成22年3月15日

長野県教育委員会

本則の表中

「松塙筑地区 松本市 塩尻市
東筑摩郡（波田町 麻績村 生坂村 山形村
朝日村 筑北村）」
南安曇地区 安曇野市

を

「松塙筑安曇地区 松本市 塩尻市 安曇野市
東筑摩郡（麻績村 生坂村 山形村 朝日
村 筑北村）」

に、

「上水内地区 上水内郡（信濃町 飯綱町 小川村）
長野地区 長野市」を

「長水地区 長野市
上水内郡（信濃町 飯綱町 小川村）」に改める。

教学指導課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月15日

長野県知事 村井仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あつらいいな地域福祉会
- 3 代表者の氏名
中本栄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野長門町1064番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害を持つ人々など、地域に暮らす誰もが安心して、かつ楽しく充実した生活をおくれるような地域福祉社会づくりをめざし、そのために、地域の人々と助けあいながら、生活支援をはじめ人材育成、相談活動、教育啓発活動等の様々な事業を行うことにより人権尊重や福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室